

議案第 26 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表 N P O 法人小学生モンテッソーリ・スクールの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会	市川市市川南 3 丁目 1 4 番 1 1 号 7 1 0 室（市川パークハウス）
--------------------	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会の項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 所得割の納税義務者がこの条例の施行の日前に支出した改正前の別表 N P O 法人小学生モンテッソーリ・スクールの項に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に対する改正前の第 34 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会の項の規定は、所得

割の納税義務者が平成29年1月1日以後に支出する同項に掲げる特定非営利活動法人に対する改正後の第34条の7第1項第4号に掲げる寄附金について適用する。

## 理 由

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を加えるとともに、既に当該対象となっている特定非営利活動法人からの申出により当該法人を当該対象から外す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。